

徳島県情報公開審査会答申第182号

第1 審査会の結論

徳島県教育委員会の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成28年9月26日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して「高校そうごう体育大会全部の種目、月、日、会場、バス会社のみつもり、どこの会場を何時出発、きしょう時間、宿泊施設までのそうげい理由、平成25、26、27、28年度分、徳島大会、四国大会分、体育学校安全課」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年10月7日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書が存在しない」ということを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年10月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年9月26日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

〇〇のマイクロバスにじやくで〇〇高校の名前をかいて国道をはしっていてうそをゆう。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明を要約すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

実施機関においては、高等学校総合体育大会（以下「高校総体」という。）の運営に係る業務を行っておらず、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得していないことから、本件処分を行ったものである。

高校総体の種目、日程及び会場については、徳島県大会においては、徳島県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）が、四国大会においては、競技を行う担当県の高等学校体育連盟（以下「担当県の高体連」という。）が事務局として調整を行い、実施している。

また、競技会場までの交通手段や宿泊施設の利用については、参加する各高等学校（以下「各高校」という。）の各部活動単位で行うものであるため、実施機関は把握していない。例えば、競技会場までの移動にバスを利用し、バス会社に依頼する場合、バス会社への見積もり等は各高校の各部活動単位で行っており、実施機関は把握していない。

なお、実施機関の事務分掌には、「全国高等学校総合体育大会に関すること」とあるが、これは、当該大会の事務局を、各都道府県が持ち回りで担当しているところ、2022年に徳島県が当該大会の事務局を担当するので、その準備のために、平成29年度から事務分掌に追加したもので、本件請求の内容とは関係ない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によると、高校総体の運営に関する事務については、徳島県大会においては県高体連が、四国大会においては担当県の高体連が担当しており、実施機関は所掌していないとのことである。また、高校総体の競技会場までの交通手段や宿泊施設の利用についても、各高校の各部活動単位で行っているため、実施機関は把握していないとのことである。

以上の実施機関の説明に特段不合理な点はなく、本件請求に係る公文書について、不存在であることを理由に行った本件処分は、妥当であると認められる。

なお、平成29年度から、実施機関の事務分掌に「全国高等学校総合体育大会に関すること」が追加されたことは、本件請求の内容と関係がないため、当審査会の結論

に影響するものではない。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 9月26日	諮問
平成30年 8月 6日	審議（第155回審査会）
9月 6日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第156回審査会）
11月22日	審議（第158回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者

真鍋 恵美子	公認会計士, 税理士	
--------	------------	--